

奈良まほろば館チャレンジ販売 出品者募集要領

(令和3年1月～3月実施分)

1 趣旨

奈良まほろば館（東京都中央区日本橋室町 1-6-2）において、短期間のテストマーケティング（以下、「チャレンジ販売」という。）を実施し、そこで得られた商品力向上やニーズの把握等に関する情報を出品事業者にフィードバックすることにより、県内企業の首都圏における販路拡大等を支援する。

2 実施期間、募集出品者

	奈良まほろば館での販売期間	募集出品者数	出品者による展示販売会実施予定日
1～2月期	令和3年1月12日～2月11日	3社	1月23日(土)、24日(日)
2～3月期	令和3年2月12日～3月14日	3社	2月20日(土)、21日(日)

3 応募資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 奈良県内に本社又は事業所を有し、商品の生産、加工又は販売をしている企業、組合、各種団体、グループ又は個人。
- (2) 次のいずれにも該当しない者。
 - ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると者。
 - ⑤ ③及び④に掲げる者のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

3 チャレンジ販売に出品する商品（以下、「チャレンジ商品」という。）の範囲

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 自社で企画・生産（自社で企画を行っていただければ、他社に生産委託している商品でも可）を行った商品。
- (2) 首都圏での販路拡大を目指す商品。
- (3) 非食品及び加工食品。※生鮮品は不可とする。
- (4) 過去に、奈良まほろば館の取扱商品及び奈良まほろば館チャレンジ販売商品として選定されたことがない商品。
- (5) PL（製造物責任）保険（同等以上の賠償責任保険も可。）に加入していること。
- (6) 加工地及び使用原料については、下表のとおり。

加工地 使用原料	全部県内	一部県内	全部県外
全部県内産	○	○	○
一部県内産	○	△	△
全部県外産	○	△	×

○：可。

△：次の要件のいずれかを満たすものは可。

- ①製造加工の最終工程または重要な工程が県内で行われていること
- ②県内で開発された製法・技術を主に用いて製造加工されていること
- ③商品の重要な原材料が県内産であること

×：不可。

4 チャレンジ商品の販売条件等

- (1) 奈良まほろば館物販運営事業者（以下、「物販運営事業者」という。）による委託販売とする。
- (2) 販売手数料は希望小売価格の30%とする。
- (3) 納品及び返品に係る送料等は、出品事業者の負担とする。なお、販売期間終了後に売れ残った商品は、着払いで返送する。
- (4) チャレンジ販売期間は原則1か月とする。ただし、特別な事情がある場合、物販運営事業者及び出品事業者の両者が了承すれば、販売期間を延長できるものとする。
- (5) チャレンジ販売期間中、各期1社、奈良県産業振興総合センター（以下「センター」という。）が指定する1回の週末に、奈良まほろば館において出品事業者自身による展示販売会を行うことができるものとする（展示販売会出展希望者が複数ある場合は、出品者選考審査の評価が高い出品者を優先する。）。
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、展示販売会における試食・

試飲は、県が定める予防対策を講じれば実施可とする（詳細は、別添「奈良まほろば館物販イベントにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防にかかる留意事項」のとおり。）。ただし、今後の感染拡大状況の変化により、試食・試飲については、一切不可にすることを含めて実施条件を変更する場合がある。

- (6) 出品事業者が希望すれば、物販運営事業者より購入者に、インターネット又ははがきによるアンケートを実施する。アンケート内容はセンターと出品事業者が協議し決定する。なお、出品事業者がはがきによるアンケートを希望する場合、郵送料は出品事業者負担（後納郵便）とする。集計等はセンターが行う。
- (7) チャレンジ商品の陳列については、センターと物販運営事業者との協議のうえ、来店客の目にとまりやすい場所に配置するものとする。

5 申込（出品）可能商品数

1社3商品までとする（サイズ、色、フレーバー違いの展開商品は1商品として扱う。）。ただし、展開商品数が多数になる場合、センターと物販運営事業者との協議のうえ、陳列する商品数を絞る場合がある。

6 フィードバック

- (1) 物販運営事業者は、チャレンジ商品の売上実績（日別）を取りまとめるほか、デザイン、内容及び数量等商品の改善点を考察する。
- (2) センターは、(1)の情報を物販運営事業者から入手し、4(6)のアンケート結果やセンターの助言を加えたうえで、チャレンジ販売終了から概ね1ヶ月後に、出品事業者にフィードバックする。

7 申込方法

(1) 提出資料

- ① 奈良まほろば館チャレンジ販売出品申請書 [1] 及び [2]

※1商品につき、それぞれ1件作成すること。

- ② 写真（外観（パッケージ）が分かるもの、中身が分かるものの両方）

(2) 提出方法

○応募方法

奈良電子自治体共同運営システム「e 古都なら」電子申請の「奈良まほろば館チャレンジ販売（令和3年1月～3月）」により、インターネットで下記資料を提出。

※郵送・FAXは不可

※該当ページリンク URL

https://s-kantan.jp/pref-nara-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=23126

(3) 提出期限

令和2年12月3日(木)

(4) 応募にあたっての注意事項

- ① 申込書への記入漏れや提出書類に不備がある場合は、応募を受け付けない。
- ② 特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの産業財産権に関する責任、品質や安全性などの商品に関する責任は、申請者が負うものとする。

8 選考方法等

(1) 選考方法

本県が設置する選定委員会において、出品申込者が提出した書類に基づき評価し、評価点数の合計点が上位のものを選定する。

(2) 選考基準

選考に当たっては、下記の4つの観点から総合的に判断する

- ① 商品について
 - ・商品内容と価格のバランスがとれており、魅力的な商品であるか。
- ② 今後の事業展開への意欲について
 - ・今後、事業の拡張、充実、販路拡大に意欲があるか。
- ③ チャレンジ販売と商品のマッチングについて
 - ・奈良との関わり、奈良まほろば館の雰囲気や客層等と商品がマッチしているか。
- ④ チャレンジ販売の趣旨（商品力向上、ニーズ把握等）について
 - ・商品力の向上やニーズの把握等により、今後の首都圏販路拡大が期待できるか。

9 スケジュール

- | | |
|---------|--------------|
| ① 募集期間 | 11月30日締切 |
| ② 結果通知 | 12月中～下旬 |
| ③ 発注・納品 | 1月～2月期 1月中旬～ |
| | 2月～3月期 2月中旬～ |

10 お問い合わせ先

奈良県産業振興総合センター 経営支援課（担当 財賀）

- ・電話：070-4438-3360（公用携帯電話）
0742-33-0817（代表）